



平成 28 年 7 月 8 日

東京都知事代理
副知事 安藤 立美 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 6 月 20 日付 28 主税シ第 237 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（情報連携）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（情報連携）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素もあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する税務総合支援システム（以下「当該システム」という。）は、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、外部記録媒体によるデータ出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。

また、当該事務に係る情報連携及び府内連携（以下「情報連携等」という。）の実施は、当該システムと連携サーバーとの間のデータ授受を外部記録媒体によって行う予定であり、媒体上に記録されるデータは、当該システム及び連携サーバーそれぞれの端末から出力する際に自動的に暗号化されることから、適切な安全管理措置が図られていると認められる。

今後も引き続き、外部記録媒体及び暗号化に用いる鍵について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に応じ、個人番号にアクセスできない権限を設定するといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 規程遵守の徹底について

当該事務に係る取扱規程や情報連携等に係る使用簿といった様式等が適切に整備されていることを確認した。

平成29年7月の情報連携等開始後は、これらの規程等を遵守し、情報連携等に係る安全管理の徹底に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成28年6月20日	諮詢
平成28年6月20日から同月22日まで	本評価書案概要説明・審議 (第16回特定個人情報保護評価部会)
平成28年6月30日	審議(第17回特定個人情報保護評価部会)
平成28年7月8日	「地方税の賦課事務(情報連携)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏

平成 28 年 11 月 25 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月6日付28福保子家第825号により、当審議会に対して諮問された「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託先及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部

記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 特定個人情報の授受について

当該事務では、健康保険法に基づき、照会対象者の個人番号を連絡票に記載の上、保険者に送付することで高額療養費所得区分を照会しており、関係事務実施者として特定個人情報の提供を行っている。

当該照会に係る事務処理については、連絡票送付時の誤配達防止策や照会結果の収受時の記録などの確なリスク分析に基づく安全管理措置が評価書に記載されていた。今後も、記載された安全管理措置について確実な実施をされたい。

5 安全管理に係る区市町村への注意喚起について

今後、事務処理特例条例の改正により、都内区市町村は、現行の本人からの申請書等の収受に加え、情報提供ネットワークシステムでの情報連携及び府内連携により、区市町村民税情報等の審査に必要となる情報を入手し、都に進達する事務処理を開始する予定である。

については、上記条例の改正時には、区市町村に対して特定個人情報の取扱いについて国のガイドラインに則った安全管理措置を講じるよう注意喚起をしていくことが望ましい。

6 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年10月6日	諮問

平成 28 年 10 月 6 日から 同月 7 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 18 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 10 月 24 日	審議 (第 19 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 11 月 25 日	「小児慢性特定疾病の医療費支給認定に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏

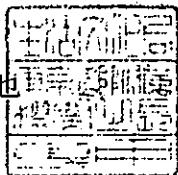
平成 28 年 11 月 30 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 10 月 6 日付 28 中精事第 1373 号により、当審議会に対して諮問された「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) データセンター内での委託先及び再委託先の管理については、アクセスログの分析や監視カメラによる常時監視等、適正に行われていることが確認できた。
- (3) 委託先に対して特定個人情報ファイルの提供が発生する搬送業務委託については、前回の評価書に対する当審議会の意見として「東京都の委託先に対する適正な監督として、その具体的な配送方法について契約上明記することが望ましい。」旨、答申したところだが、現段階においても改善が見られなかった。

現状においても、委託先は適正な方法により搬送を行っているが、実施機関においては、委託内容に照らし、委託先に対する適正な監督について再度検証し、その結果として仕様書等の記載に反映されたい。

(4) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する医療費助成事務システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、適正な管理が行われている。

一方で、月次での中間サーバーへの副本登録や週次での住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報照会の事務処理においては、外部記録媒体の搬送が複数個所を経由することから、今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。今後も、システム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 安全管理に係る区市町村への注意喚起について

事務処理特例条例の改正により、平成29年7月からは、都内区市町村は現行の本人からの申請書等の収受に加え、情報提供ネットワークシステムでの情報連携及び府内連携により、区市町村民税情報等の審査に必要となる情報を入手し、都に進達する予定である。

については、上記条例の改正時には、区市町村に対して特定個人情報の取扱いについて国のガイドラインに則った安全管理措置を講じるよう注意喚起をしていくことが望ましい。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成 28 年 10 月 6 日	諮問
平成 28 年 10 月 6 日から 同月 7 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 18 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 10 月 24 日	審議 (第 19 回特定個人情報保護評価部会)
平成 28 年 11 月 30 日	「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に 関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏

平成 28 年 12 月 7 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 11 月 4 日付 28 会管総第 701 号により、当審議会に対して諮問された「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、職員以外の法定調書提出事務（個人番号関係事務）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなりスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務における委託業務は、執務室内で区切られたOA室で実施されていることから、委託先の作業環境の制限、データの授受方法の精査、OA室への私物持込み禁止といった的確なリスク分析に基づく委託先への適正な措置が予定されており、委託先への管理監督は適正であることが確認できた。今後も、評価書に記載した措置について確実な実施をされたい。
- (2) 当該事務は、短期間で集中的に法定調書を提出することが求められる性質上、委託の必要性が高いと考えられる一方で、特定個人情報の取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 管理システム化等の検討について

当該事務においては、現在の都の基盤を前提として、事務フローが構築されており、その範囲において最大限の安全管理措置について検討されていたが、当該事務の取扱者数や対象者数に鑑みると、近年中に当該事務処理はシステム化されることが望ましい。

3 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年11月4日	諮詢
平成28年11月4日から 同月11日まで	本評価書案概要説明・審議 (第20回特定個人情報保護評価部会)
平成28年11月28日	審議(第21回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月7日	「職員以外の法定調書提出事務(個人番号関係事務)に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏



平成 28 年 12 月 27 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 12 月 14 日付 28 心福障第 433 号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 個人番号の保有について

当該事務において使用している身体障害者手帳交付等事務システムは、平成28年7月にインターネットと接続している府内LANからの分離が完了したことにより、当該システムでの特定個人情報ファイルの保有を開始したことを確認した。

2 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、業務・システムに鑑みると、委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

3 中間サーバーへの副本登録について

当該事務における個人番号の利用として、台帳登録・管理に加え、平成29年7月以降は、中間サーバーへの副本登録を業務として行うこととなり、その提供先は都の個人番号利用事務としては最多の13件となる予定である。

については、中間サーバーに登録する副本の正確性確保が重要であるため、情報連携開始に向け、副本登録作業の担当者やその担当者IDに係る適正な権限設定について検証に努めること。

4 特定個人情報の保存及び消去について

当該事務における申請書は、交付決定文書の一部であり、「十年を超える有効期間の許認可等の特に重要な行政処分に関するもの」として東京都文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき長期保存を行っている。

マイナンバー制度導入後は、当該申請書には個人番号が記載されることとなるため、規則等による保存期間、消去時期及び保存方法など長期保存文書に係る取扱いについては、文書の取扱いに係る全庁的な検討に注視しながら、引き続き検証に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年12月14日	諮詢
平成28年12月14日から同月16日まで	本評価書案概要説明・審議 (第22回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月21日	審議(第23回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月27日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏